

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用の許可の取消し等	
根拠条例等・条項	堺市市民交流広場条例第4条	
所 管 課	都心未来創造 部	都心活性化 担当
処 分 基 準	<p>○堺市市民交流広場条例 （使用の許可の取消し等）</p> <p>第4条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・聴 聞</div> ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	